

## 若者を支援する関係機関の連携充実・強化について

### 1 子ども・若者支援地域協議会について

#### (1) 運営方法

協議会は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図ることを目的としている以上、まずはそれぞれの機関が一堂に集まり、お互いに「顔」の見える関係を築くことから始める必要がある。協議会の運営方法は、設置主体が都道府県か市町村か、市町村であっても大規模か小規模かなどにより事情が異なるため一律に考える必要はないものの、理想的には、①構成機関の代表者によって組織される代表者会議、②実務者によって組織し、進行管理等を担う実務者会議、③個別のケースを担当者レベルで適宜検討する個別ケース検討会議の三層構造とすることが考えられる。

もともと、実務者会議と個別ケース検討会議を分離せず同一の会議にすることや、個別ケース検討会議は対象とするケースの性質に応じて参加する構成機関を限定して開催することも考えられる。また、実務者会議のみで十分に関係者の意思疎通が図られ共通認識が醸成されるならば、必ずしも代表者会議を設ける必要はない場合もありうる。

(内閣府：子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針より抜粋)

#### (2) 構成者

協議会の構成者として、国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するものを想定している（法第15条第1項本文）。

もともと、法律上想定されている教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用のすべての分野の団体・個人を必ず含めなければならないものではなく、地域の実情に応じて、ある程度限定したり、逆に幅広くしたりすることも可能である。ただし、設置主体となる地方公共団体における「困難を有する子ども・若者への支援を所掌する部局」は構成機関となるのが一般的であると考えられる。

(内閣府：子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針より抜粋)

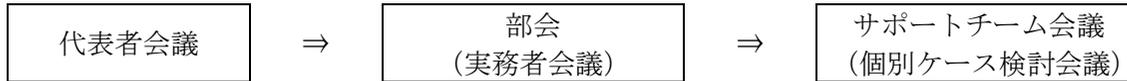
## 2 既存会議体の活用

### (1) 候補会議体

新宿区子ども家庭サポートネットワーク

区では「児童虐待対応」「不登校及び学校における問題行動への対応」「児童の心身の発達支援」に対し、関係機関と協力し効果的な支援を行うために新宿区子ども家庭サポートネットワークを構築し、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保児童虐待対策地域協議会として位置付けている。

### (2) 候補会議体の構造



### (3) 「子ども家庭サポートネットワーク構成員」と「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針における協議会構成員例示」の比較

子ども家庭サポートネットワーク

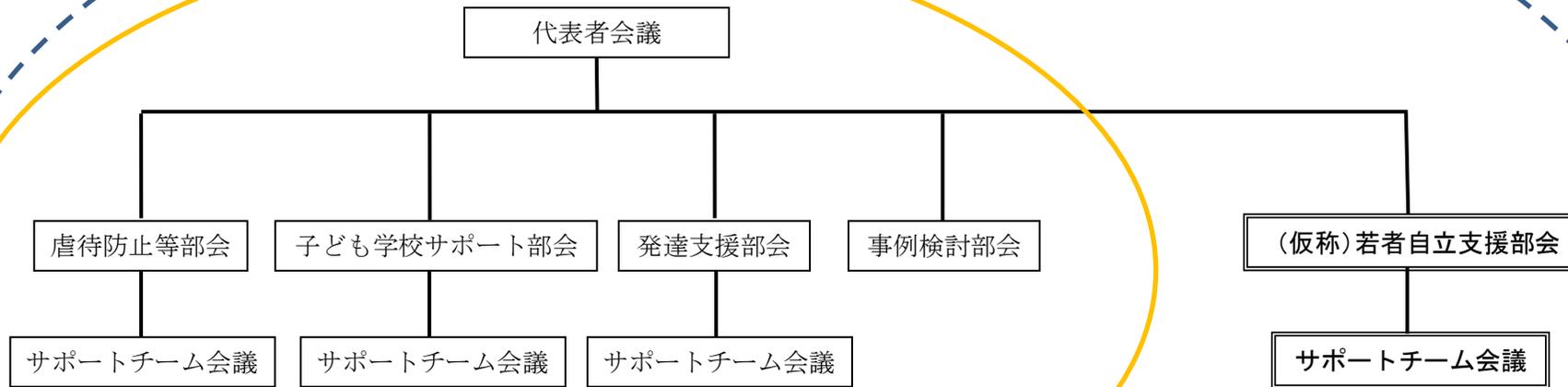
内閣府：子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針での構成員例示

| 構 成 員  |   | 分 野           | 団 体   | 個 人  |
|--|---|---------------|---|--|
| 教育委員会事務局次長、教育指導課長、教育支援課長、<br>学校運営課長、新宿養護学校長、区立幼稚園を代表する者、<br>区立小学校長を代表する者、区立中学校長を代表する者                          | ⇒ | 教育            | 教育委員会、教育センター、<br>学校（大学を含む。）   | 校長その他の教員、<br>スクールソーシャルワーカー、<br>スクールカウンセラー、<br>特別支援教育コーディネーター |
| 民生児童委員、主任児童委員、児童相談センター<br>福祉部長、子ども家庭部長、障害者福祉課長、<br>生活福祉課長、子ども家庭課長、保育課長、<br>子ども園推進担当課長、男女共同参画課長、<br>子ども総合センター所長 | ⇒ | 福祉            | 福祉事務所（家庭児童相談室を含む。）、社会福祉施<br>設、児童相談所、<br>発達障害者支援センター、<br>ひきこもり地域支援センター       | 保育士、家庭相談員、<br>民生委員・児童委員、<br>社会福祉士                            |
| 新宿区医師会<br>健康部保健センター所長  | ⇒ | 保健、医療         | 精神保健福祉センター、保健所、<br>市町村保健センター、<br>病院・診療所、心理相談所                               | 医師、看護師、保健師、<br>心理職、<br>精神保健福祉士                               |
| 子ども人権委員、家庭裁判所<br>警察署（四谷・牛込・新宿・戸塚）  | ⇒ | 矯正、<br>更生保護 等 | 保護観察所、少年鑑別所、<br>少年サポートセンター  | 保護司  |
|  | ⇒ | 雇用            | 地域若者サポートステーション事業・合宿型自立支<br>援プログラムを運営しているNPO等の法人・団体、<br>ハローワーク、職業訓練機関、ジョブカフェ | キャリア・コンサルタント   |
| 新宿少年センター   | ⇒ | 総合相談等         | 子ども・若者総合相談センター（※）、<br>子ども・若者の支援に携わるNPO等                                     | 少年補導委員   |

（※）「少年補導センター」、「青少年センター」等を含む。

3 子ども家庭サポートネットワークを活用した新たな協議会（案）

子ども・若者育成支援推進法における協議会機能



子ども家庭サポートネットワーク機能